

第三章 東海北陸厚生局における新型コロナウイルス感染症への取組

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で「原因不明のウイルス性肺炎」として確認されて以降、世界的に感染が拡大し、令和2年3月11日にWHO（世界保健機関）が「新型コロナウイルスはパンデミックと言える」と述べるに至りました。我が国でも、令和2年2月25日に政府が新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定し、3月26日に政府対策本部が設置されました。令和3年度においても、令和3年4月1日に発出された新型インフルエンザ等対策特別阻止法に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置により区域と期間（4月5日から5月5日まで）の指定が行われました。さらに、4月23日に発出された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により区域と期間（4月25日から5月11日まで）の指定が行われました。しかし、その後も区域変更と期間延長を繰り返し、緊急事態宣言は9月30日に終了しました。一方、まん延防止等重点措置は同日に一旦終了するも、再度、令和4年1月9日から3月21日まで実施されました。東海北陸厚生局としては、厚生労働本省、検疫所、管内地方公共団体、保健所、医療機関などと連携・協力しながら新型コロナウイルス感染症に関する取組を行っており、名古屋検疫所中部空港検疫所支所への職員派遣や、職域接種への協力など積極的な対応を続けております。

1. 厚生労働本省での対策本部事務局員業務

厚生労働本省新型コロナウイルス感染症対策推進本部地域支援班からの要請を受けて、令和2年8月31日から2週間交替で職員1名を派遣しており、令和3年度中には、延べ26名の職員を派遣しました。

2. 羽田・中部・成田空港での検疫所支援業務

- (1) 東京検疫所（東京空港検疫所支所「羽田空港」）が確保する宿泊施設への職員派遣
厚生労働本省検疫所業務管理室からの要請を受けて、ホテルでの待機者受入のため、検疫所が確保する宿泊施設2か所にそれぞれ令和3年4月21日から令和4年3月30日の期間中の63日間で、延べ8名、令和3年12月10日から28日まで延べ12名の職員を派遣しました。
- (2) 名古屋検疫所中部空港検疫所支所への職員派遣
厚生労働本省検疫所業務管理室からの要請を受けて、中部空港検疫所支所における水際対策強化のため、令和3年7月10日から11月30日まで、同支所に計21回、指導医療官を派遣しました。
- (3) 成田空港検疫所が確保する宿泊施設への職員派遣
厚生労働本省検疫所業務管理室からの要請を受けて、ホテルでの待機者受入のため、検疫所が確保する宿泊施設に令和4年2月15日から28日まで延べ2名の職員を派遣しました。

3. 東海北陸地区における職域接種会場への医療関係職種への派遣

内閣人事局より要請を受けて、令和3年8月18日から10月22日の間、名古屋合同庁舎で実施した職域接種において、接種会場での打ち手を含む医療関係職種6名を派遣したほか、接種会場の誘導員として、職員を派遣しました。

4. 新型コロナウイルス感染症クラスタープロジェクトチーム（愛知県・名古屋市）への参加

愛知県知事の要請を受けて、愛知県と名古屋市が令和2年3月3日に設置した「新型コロナウイルス感染症クラスタープロジェクトチーム」に構成員として設置日から参加しており、令和4年度も継続しています。